様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年　6月　14日

都道府県知事
　三日月　大造殿

提出者
住 所　滋賀県長浜市高月町高月1979
氏 名　日本電気硝子（株）滋賀高月事業場
事業場長　大森　民也
電話番号　0749-85-2233

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本電気硝子（株）　滋賀高月事業場
事業場の所在地	滋賀県長浜市高月町高月1979
計画期間	令和6年4月1日　～　令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	その他ガラス・同製品製造業
②事業の規模	418億円
③従業員数	487名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙－１

（日本工業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙－2に記載

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度　（ 令和 5 年度 ） 実績】

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（有害）	燃え殻（有害）	廃ＰＣＢ等	引火性廃油	感染性廃棄物	強酸（有害）
排出量	0.00 t	560.38 t	0.00 t	5.36 t	0.000 t	0.28 t

（これまでに実施した取組）

・混入防止対策と分別強化によるリサイクル化と削減

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（有害）	燃え殻（有害）	廃ＰＣＢ等	引火性廃油	感染性廃棄物	強酸（有害）
排出量	0.00 t	532.36 t	0.00 t	5.09 t	0.005 t	0.27 t

（今後実施する予定の計画）

・分析、確認による特管汚泥の削減

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

・汚泥（有害）：はきだめ内の混入ガラス等の分別の実施
・燃え殻（有害）：窯解体レンガの分別の実施

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

・汚泥（有害）：汚泥の分別によるリサイクル化の実施
・燃え殻（有害）：窯解体レンガの分別の強化

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度　（ 令和 5 年度 ） 実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類						
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t	t	t	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし						
②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類						
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t	t	t	t	t
	（今後実施する予定の計画） ・予定なし						

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度　（ 令和 5 年度 ） 実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類						
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t	t	t	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし						
②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類						
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t	t	t	t	t
	（今後実施する予定の計画） ・予定なし						

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度　（ 令和 5 年度 ） 実績】

特別管理産業廃棄物の種類						
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t	t	t	t	t

（これまでに実施した取組）

・特になし

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類						
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t	t	t	t	t

（今後実施する予定の計画）

・予定なし

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度　（ 令和 5 年度 ） 実績】

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（有害）	燃え殻（有害）	廃ＰＣＢ等	引火性廃油	感染性廃棄物	強酸（有害）
全処理委託量	0.00 t	560.38 t	0.00 t	5.358 t	0.000 t	0.28 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	560.38 t	0.00 t	5.358 t	0.000 t	0.28 t
再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.178 t	0.000 t	0.28 t
認定熱回収業者への処理委託料	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.000 t	0.000 t	0.00 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.000 t	0.000 t	0.00 t

（これまでに実施した取組）

・汚泥（有害）の異物混入防止と分別の実施による再生利用量増加
・汚泥（有害）の優良認定処理業者への委託実施
・窯解体時発生の燃え殻（解体レンガ）の分別の実施による全処理委託量の削減
・引火性廃油の優良認定処理業者への処分委託
・廃PCB等の優良認定処理業者への委託実施

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（有害）	燃え殻（有害）	廃PCB等	引火性廃油	感染性廃棄物	強酸（有害）
全処理委託量	0.00 t	532.36 t	0 t	5.09 t	0 t	0.266 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	532.36 t	0 t	5.09 t	0 t	0.266 t
再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0 t	0.17 t	0 t	0.266 t
認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0 t	0.00 t	0 t	0.000 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0 t	0.00 t	0 t	0.000 t

（今後実施する予定の取組）
・汚泥（有害）の異物混入防止と分別の実施による再生利用量増加
・汚泥（有害）の優良認定処理業者への処分委託推進
・窯解体時発生の燃え殻（解体レンガ）の分別の実施による全処理委託量の削減
・引火性廃油の優良認定処理業者への処分委託推進　・引火性廃油の有価買取先検討、有価物化
・焼却可能な廃棄物のサーマルリサイクル化の推進

電子情報処理組織の使用に関する事項

【前年度】（令和　5年度）実績

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	566.02　t

・電子マニフェストの導入済み

※事務処理欄

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。

別紙１

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

図1　液晶用板ガラス製造フローシート

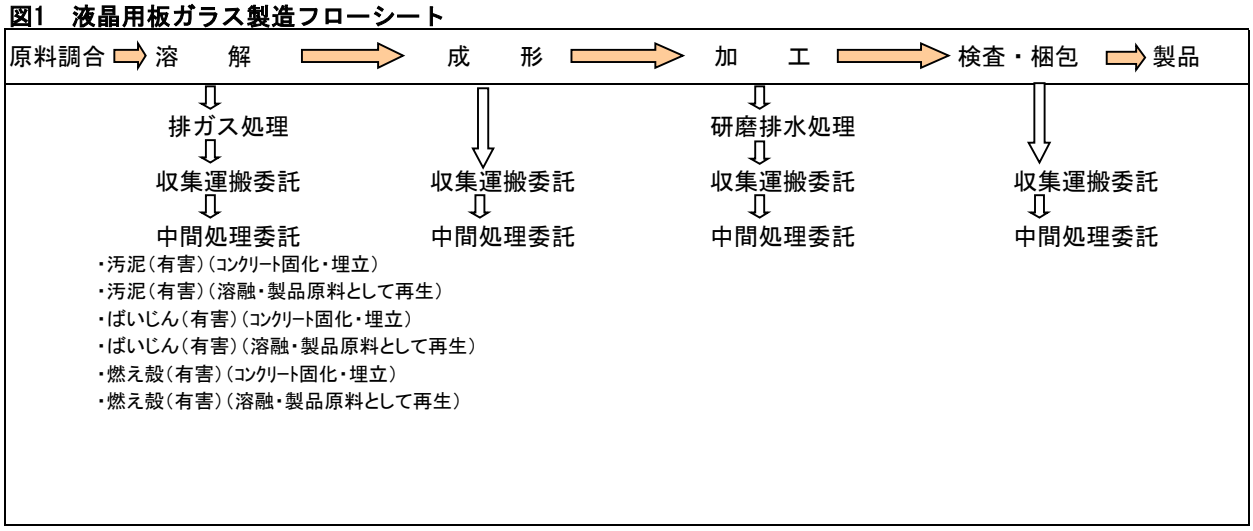

図２　建材用結晶化ガラス製造フローシート

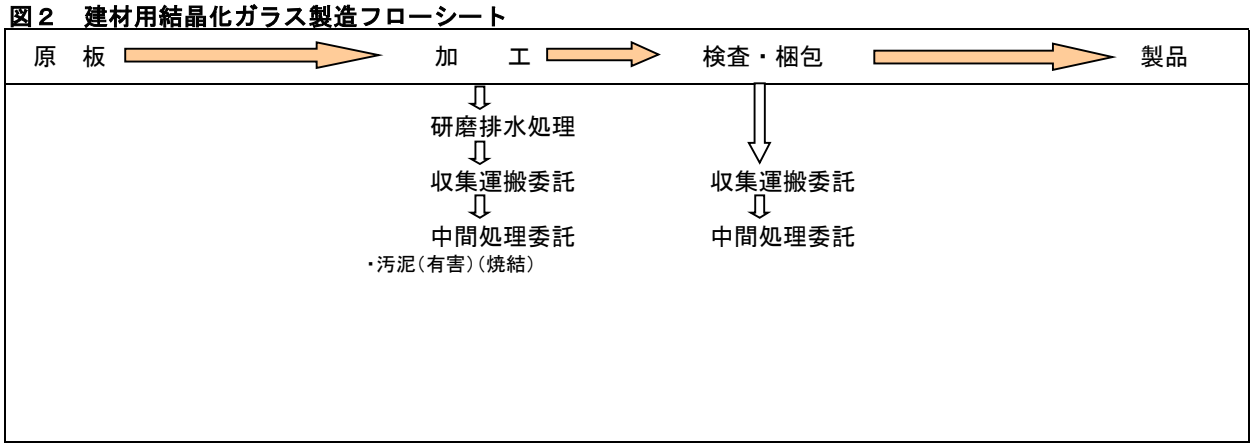

図３　薄膜製造フローシート

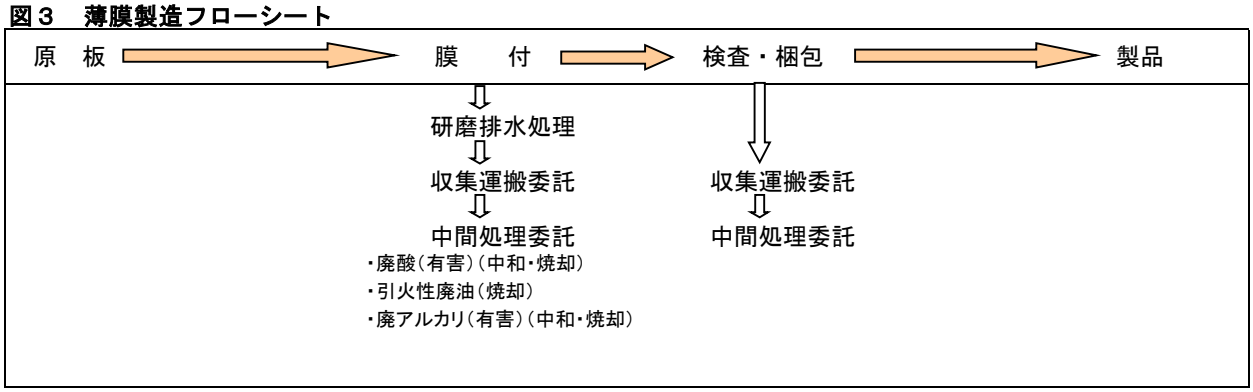

その他工場共通

・感染性廃棄物（焼却）
・強酸（焼却中和・再生利用）
・PCB等（焼却）

別紙2
特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制
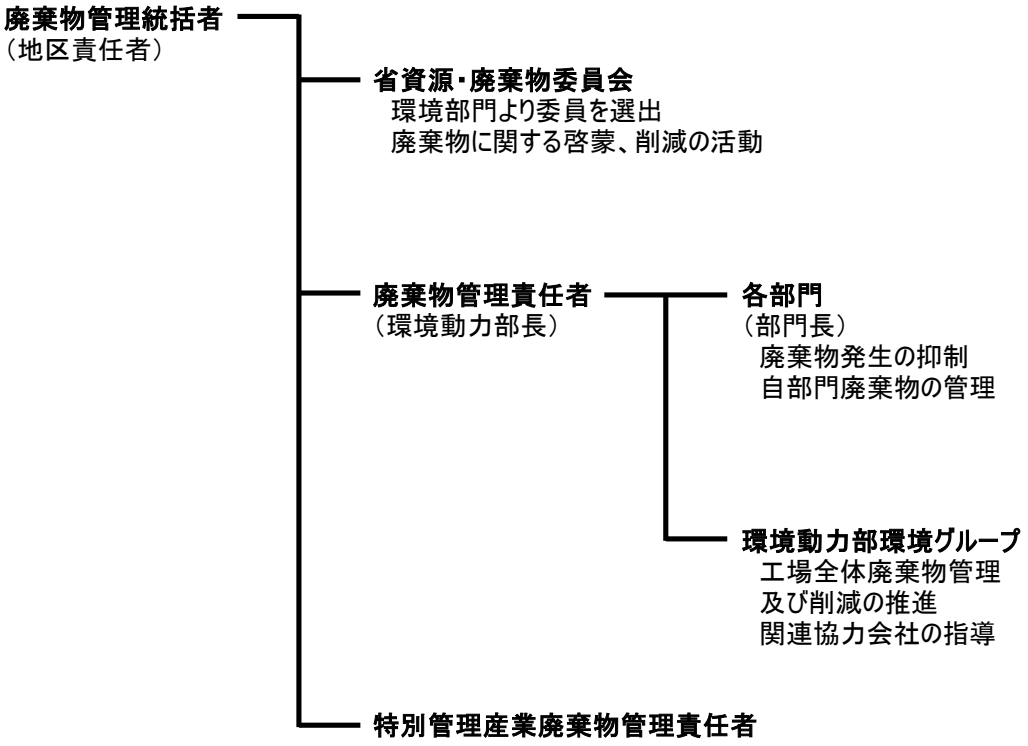
日本電気硝子㈱　滋賀高月事業場
廃棄物管理組織図